



® 平成 30 年 1 月 11 日 (木)
No. 14604 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財2017年十大ニュースと2018年の展望 … (1)

☆特許庁告示第11号 …………… (8)

中国知財2017年十大ニュースと2018年の展望

林達劉グループ¹
北京林達劉知識産権研究所
北京魏啓学法律事務所

目次

はじめに

I 2017年知財十大ニュース

II 2018年の展望

はじめに

2017年、中国知的財産権業界では引き続き迅速な発展の態勢を維持してきた。過ぎ去ったばかりの一年において、立法の動向からみれば、2017年11

月、3回もの意見募集を経て、「不正競争防止法」改正案はとうとう可決され、新「不正競争防止法」は2018年1月1日から正式に実行される。また、商標の権利付与・権利確認に係る実務の中で依然として存在する顕著な問題については、2010年に発布された「商標の権利付与・権利確認行政事件の審理に



知的財産ビジネス支援の専門職集団 特許業務法人 太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士(工学) 中島 淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志(副所長)
武江 史郎
清堀 千鶴
坂手 英博
針間 一成
永橋 淳子
河内 尚一
野田 浩男
村口 明敏
中江 敬子
江崎 和子
上野 敏子
本倉 正孝
木村 直樹

加藤 大塚
大塚 雅嗣
横山 映美
伯田 達也
石川 秀行
三島 理
長谷川 規
黒田 道英
北谷 博
中島 慎
宮野 一彦
佐村 直
鈴村 夏
福尾 仁
木尾 愛
中島 将
崇晴

【電気電子担当弁理士】
加藤 和詳(副所長)
百瀬 尚幸
美濃 好美
佐久間 顕治
小早川 千佳
山口 千紀
大古 真奈
大松 明子
崎本 大幸
島林 和安
小林 達也
田中 雄一郎
橋原 庄太郎
益田 健
藤田 健

【化学材料担当弁理士】
西元 勝一
上條 紀子
下田 由紀
田津 貴子
小林 美貴
設楽 修
西山 崇
早瀬 貴介
野村 恒夫
前田 昌和
上原 知也
原田 達郎
小杉 達郎

【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂
渡邊 裕子
中川 招子
村尾 彰子
桐内 優子
澤内 優子
長崎 優子
森田 知愛
井 徹也
【商標意匠担当弁理士】
関島 昌子
樋熊 美智子
高橋 史保子
野崎 彩子

【米国特許弁護士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董 昭哲
崔 成哲
【韓国弁理士】
金 峻河
【弁護士】
中野 浩和

*特定侵害訴訟代理業務付記

東京本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ: 横浜市 USオフィス: 米国バージニア州

おける若干の問題に関する意見」を基にし、「商標の権利付与・権利確認行政事件の審理における若干の問題に関する最高裁判所の規定」(以下「権利付与・権利確認規定」という)も正式に発布され、実施されている。しかも、国家知的財産権局が「特許審査指南」に対して行った改正及び北京市高等裁判所が「特許権侵害判定指南」に対して行った改正などは、いずれも知的財産権業界から一定の注目を浴びている。

裁判所の設立・調整において、北上広(北京・上海・広州)の3ヶ所の知的財産権裁判所が設立されて以来、最高裁は、更に南京などの十ヶ所の中等裁判所において、多区域の知的財産権事件を管轄する専門的な知的財産権法廷を設置することに許可した。なお、杭州のインターネット裁判所が正式に設立されることにより、インターネット事件の審理に係る新たなモデルの道を切り開いた。

2017年、知的財産権紛争事件の件数は依然として全体的な増長の趨勢を現している。そのうち、各界の注目を浴びている典型的な事件として、「iPhone 6s」特許行政紛争シリーズ事件、「USB key (U盾)」特許権侵害事件、広葉集団と加多宝社との間の「紅缶」紛争、「wapi」発明特許権侵害事件、及びモバイル、シェアリングエコノミーなどの分野で発生された特許権侵害紛争などを挙げられる。

2017年に知的財産業界で発生された重大事件について、筆者は、比較的大きい影響を与えられた10件を選び、かつ、次のとおり逐一に紹介する。また、このような事件を顧みると同時に、2018年に発生し得る知的財産重要事件についての展望も述べていく。

I 2017年知財十大ニュース

1. 「中華人民共和国不正競争防止法」(2017年改正)の正式な採択²

2017年11月4日、第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議では、表決を経て、新たに改正された「不正競争防止法」を通過させた。改正後の「不正競争防止法」は2018年1月1日から施行される。

改正された同法は計5章32条となり、事業者として、一定の影響力を有する他人の商品名称、包装、装飾などと同一又は類似の標識、一定の影響力を有する他人の企業名称(略称、商号などを含む)、社会团体名称(略称などを含む)、氏名(筆名、芸名、訳名などを含む)、一定の影響力を有する他人のドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ネットページなどを無断に使用する行為、及び人々に他人の商品又は他人との間に特定の関連性があるかのような誤認をもたらすその他の混同行為を実施してはならないことについて、明確に定めている。

しかも、事業者として、技術的手段を利用し、かつ、ユーザの選択に影響を与える方法又はその他の方法を通じて、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害又は破壊するような行為を実施してはならない。上述の行為には、次のような行為を含んでいる。他の事業者による同意を得ずに、当該事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの中に、リンクの挿入、強制的なターゲットのジャンプ、誘導、欺瞞又は脅迫などにより、ユーザに他の事業者が合法に提供するネットワーク製品又はサービスを修正、クローズ、アンインストールさせること、悪意をもって他の事業者が合法に提供するネットワーク製品又はサービスの互換性を不可能にさせること、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害、破壊するその他の行為。

解説：

今回の改正では、ビジネス標章、市場での混同行為、相対的優位、商業賄賂、営業秘密、賞品プロモーションなどを含む法律用語とコンセプトに対して定義し、工商・市場監督管理局による具体的な法執行上の操作性を強化し、かつ、目下の新たな分野における違法行為について規制したが、これらは公平な競争市場の秩序を維持するためには一層有利なことである。また、「不正競争防止法」と「独占禁止法」との間の協調と連結を体现し、事業者の定義の改善、基本条項の追加、「不正競争防止法」の調整範囲の拡大を行っている。インターネットなどの分野における新型の不正競争行